

かほく市宿泊施設利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、石川県西田幾多郎記念哲学館にて実施する研修会等に伴う宿泊について、その宿泊費用の一部を予算の範囲内で当該宿泊者に対し助成すること（以下「助成事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等専門学校、短期大学、大学及び大学院の学生で構成され、教授、准教授等が引率する団体
- (2) 学生等 大学等の学生及び引率者
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設
- (4) 延べ宿泊人数 市内の宿泊施設に宿泊する1グループ当たりの学生等の人数に当該宿泊数を乗じて得た数

(対象者)

第3条 助成事業の対象者は、石川県西田幾多郎記念哲学館において研修会、ゼミナール活動等を実施する大学等の学生等で、市内の宿泊施設に宿泊するものとする。

(助成額)

第4条 助成金の額は、延べ宿泊人数に3,000円を乗じて得た額とする。

(助成券の申請)

第5条 助成を受けようとする学生等の代表者は、かほく市宿泊施設利用助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を交付の対象の宿泊日の前日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

(助成券の交付及び提出)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請書を受理した日から起算して7日以内にかほく市宿泊施設利用助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により助成券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該助成券を利用する宿泊施設へのチェックインをする際に提出し、宿泊料金から助成金の額の控除を受けるものとする。

(宿泊の証明及び費用の請求)

第7条 助成券を受け取った宿泊施設は、助成券の裏面に利用者が当該宿泊施設を宿泊

した証明をし、この助成券の裏面をかほく市宿泊施設利用助成金請求書として助成金の額の費用を市長に請求するものとする。

(助成券の再交付)

第8条 利用者は、助成券を著しく破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合は、市長に助成券の再交付を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する助成券の再交付の求めがあった場合は、必要な事項を調査し、利用者に助成券を再交付することができる。

(助成券の不正使用の禁止)

第9条 利用者は、助成券の使用に当たって、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用する宿泊施設以外の施設で助成券を使用すること。

(2) 宿泊日の経過した助成券を使用すること。

(3) 助成券を他人に譲渡し、又は使用させること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、前項の規定に違反した利用者に対し、助成金の額の費用を請求することができる。

(助成券の返還等)

第10条 利用者は、助成券の交付を受けた後、宿泊施設の利用を取り消した場合は、速やかに市長に助成券を返還しなければならない。

2 利用者は、宿泊施設の利用の取消しにより取消料、手数料等が発生する場合は、宿泊施設に当該取消料、手数料等を支払わなければならない。

(その他)

第11条 この告示で定めるもののほか、この助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。